

青森県依存症等対策推進計画（案）に対する意見とそれに対する県の考え方

- ・文章修正等 : 本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。
- ・記述済み : 既に記述済みのもの。
- ・実施段階検討 : 計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。
- ・反映困難 : 反映が困難なもの。
- ・その他 : 質問や感想。施策の体系外への意見。

No.	ページ	提出された御意見等の趣旨	反映状況	御意見に対する考え方
1	21 p	青森県独自のポスターを作って欲しい。それを公共施設や駅など県内くまなく掲示して沢山の県民の目にふれる事が出来れば依存症に対する誤解や偏見を少なくできると思う。困っている人が相談に繋がりがりやすくなると思う。カードタイプも然り。以前、生活相談支援センターに相談に行った時に家族に依存症が有るため生活が苦しい等の相談したのですが、チラシ等も無くても相談は聞いてくれましたが一般的な[お金を渡さないこと]だけで専門家に相談という流れにはならなかった。知識を増やして助かる人が増えて欲しい。	文章修正等	ポスターに限らず、ホームページ等各種媒体を活用し、違法性に関わる部分は警察等と連携しながら、広く県民への周知を推進していく旨追記。
2	21 p	(1) 発生予防 ⇒オンラインカジノが違法であることの啓発強化 青森県独自のポスターを作成し学校、金融機関、公共施設、病院等に掲示する。	文章修正等	
3	21 p	インターネット、ゲーム等の過度の利用がギャンブル等依存症につながる危険性があるという点について、科学的なエビデンスを提示すべきである。なお、厚生労働省は過去の国会答弁において、ギャンブル等依存の範囲に、ゲームやインターネットへの依存は含まないとの考えを示している。	文章修正等	「危険性がある」という表記の部分を、インターネット等の適切な利用の啓発に取り組む旨の表記に変更。
4	22 p	厚生労働省、WHO（ICD）、アメリカ精神医学会（DSM）のいずれにおいても、スマートフォン依存、ゲーム依存は病気・疾病（disease / illness）として扱っていないと認識している。そのため、これらを疾病として扱うことは不適切である。また、嗜癖（addiction）という用語についても、人権問題に発展するとの観点からICD、DSMいずれにおいても使うことに否定的であると認識している。	文章修正等	疾病に限定されないよう記載を変更。